

令和 9 年度開催分 スポーツ教室における留意事項

- 1 対象公園一覧にある「実施できない種目」欄に記載のない種目であっても、公園の構造や面積、周辺環境等の状況により、スポーツ教室の実施を許可できない場合がございます。
- 2 次の公園においては、令和 9 年度のスポーツ教室の実施にあたり、次の点に留意してください。

区	公園	令和 8 年度からの変更内容
東区	木ヶ崎公園	除外します。
中村区	押木田公園	除外します。
中村区	並木第三公園	対象公園に追加します。
中村区	宮塚公園	対象公園に追加します。
港区	正保公園	除外します。 10月1日文言削除 → 令和 9 年度では 対象公園として取扱います。
緑区	かのくら公園	除外します。